

## 取 扱 基 準

名 称	医療的ケア児保育支援事業補助金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	保育園等に看護師等を配置して医療的ケアに従事させることや、保育士等が医療的ケアを行うため必要な研修受講への支援等の取組みを行った私立保育施設へ補助金を交付する。
目 標	数値化□ 非数値化■
	<目標が数値でない場合の評価方法> 保育施設へ入園希望する医療的ケア児が保育施設へ入園できる
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の 内 容	①基本分：看護師等の給与等、共済費 ②加算分：※①を実施している場合に加算 保育士等が認定特定行為業務従事者となるための研修受講費等
補助額 及びその算定方法 又は補助率	・看護師等の配置 1施設あたり 上限額 5,290千円 ・看護師を配置せず、認定特定行為業務従事者が医療的ケアを実施する場合 1施設あたり 上限額 4,950千円 ・研修受講支援 1施設あたり 上限額 300千円 ※ 補助金額は年度により異なる可能性あり <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由>
開始時期	令和 5年 4月 1日
評価の時期	令和 7年 9月30日
終 期	令和 8年 3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 個人が特定されないよう、可能な限り当該事業が新潟市からの補助金を受けている旨公表する。 〔媒体〕 園等のホームページ、総会資料等
担当部署	こども未来部 幼保支援課 保健・給食グループ 電 話 025-226-1221 (内線 31222) e-mail yohoshien@city.niigata.lg.jp